

見積参加希望者 各位

(盛岡市内に本社を有する「文具・事務機器類-OA機器」の有資格者)」

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 JUST Office 6 の購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市役所本庁舎 5 階 長寿社会課
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日 から 令和 8 年 10 月 9 日（金）まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市保健福祉部長寿社会課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 10 月 1 日（木） 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
- (2) 盛岡市役所本館 5 階 長寿社会課
執行即時開札

4 見積書の提出方法

見積書は、3 (1) の日時に 3 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 印刷請負契約書による。（ただし、盛岡市財務規則第 122 条第 1 項第 1 号に該当する場合は、契約書を省略することがある。）

6 その他

(1) 見積回数

1 回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第 9 の規定に該当する見積は無効とする。

(4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。

(5) この見積に関する問合せ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 9 月 25 日（金）までに電子メール又は文書（ファックス可）により長寿社会課あて提出すること。回答は、見積対象業者に令和 8 年 9 月 29 日（火）までに回答する。

電子メールアドレス chouju@city.morioka.iwate.jp

盛岡市保健福祉部長寿社会課 Tel 019-613-8144、Fax 019-653-2839